

日本工業炉協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和8年2月4日

一般社団法人 日本工業炉協会

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・ 調査期間：令和7年10月16日～12月5日
- ・ 調査企業：日本工業炉協会の会員企業 111社を対象
- ・ 回答企業：51社
- ・ 回答率：45%

1. 令和7年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

<記載例>

- ✓「価格決定方法の適正化」については、概ね適正に実施されている。
- ✓「支払い条件」については、現金による支払いを行っている企業の比率は昨年から上昇しているものの、依然6割程度の水準である。
- ✓「減額要請」については、ほとんど行われていない。
- ✓「知的財産等への対応」については、知的財産を取扱う割合の高い企業ほど、適正な取引を実現するための取組が行われてる割合が高い傾向にある。
- ✓「働き方改革への対応」については、94%の企業が発注先の働き方に配慮した発注を行っているとは回答した一方、短納期発注等の事案においても発注先の働き方をあまり配慮していないとした企業が5%程度存在。

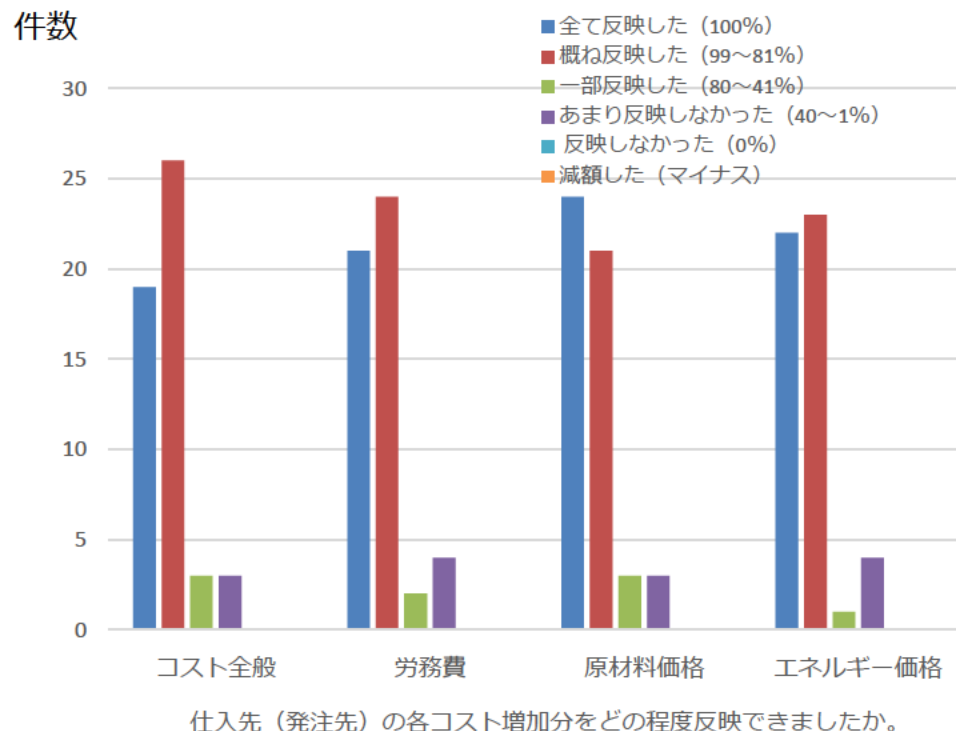
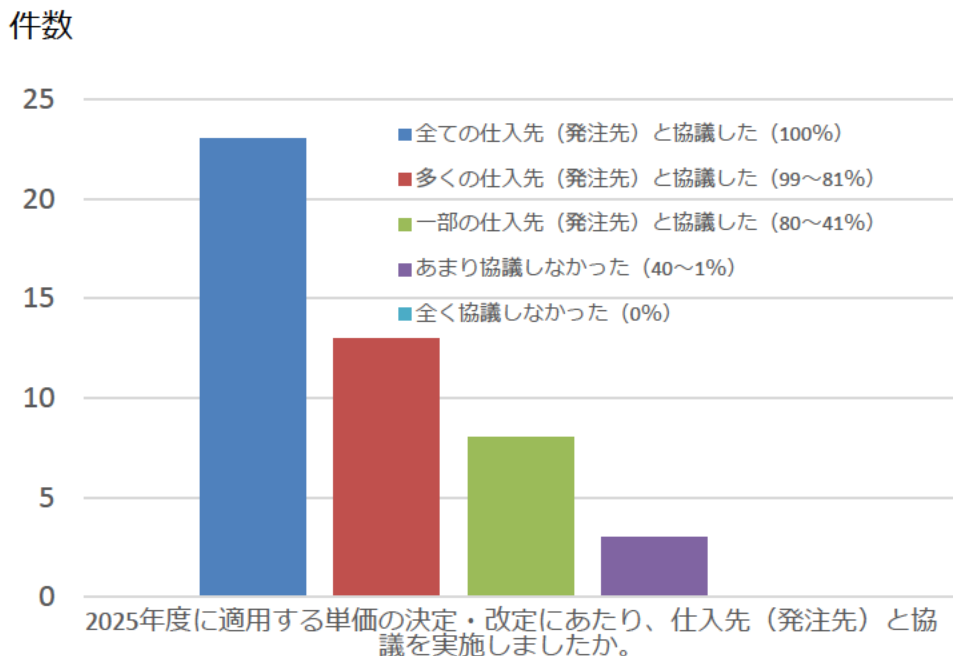
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ① 価格の決定方法

【分析結果・今後の課題／アクション】

- ・ 価格転嫁の協議についてはおおむね適切に実施され価格に反映されている。
- ・ 改訂された自主行動計画の周知活動を通じて価格決定の適正化に努める。

【設問と回答】



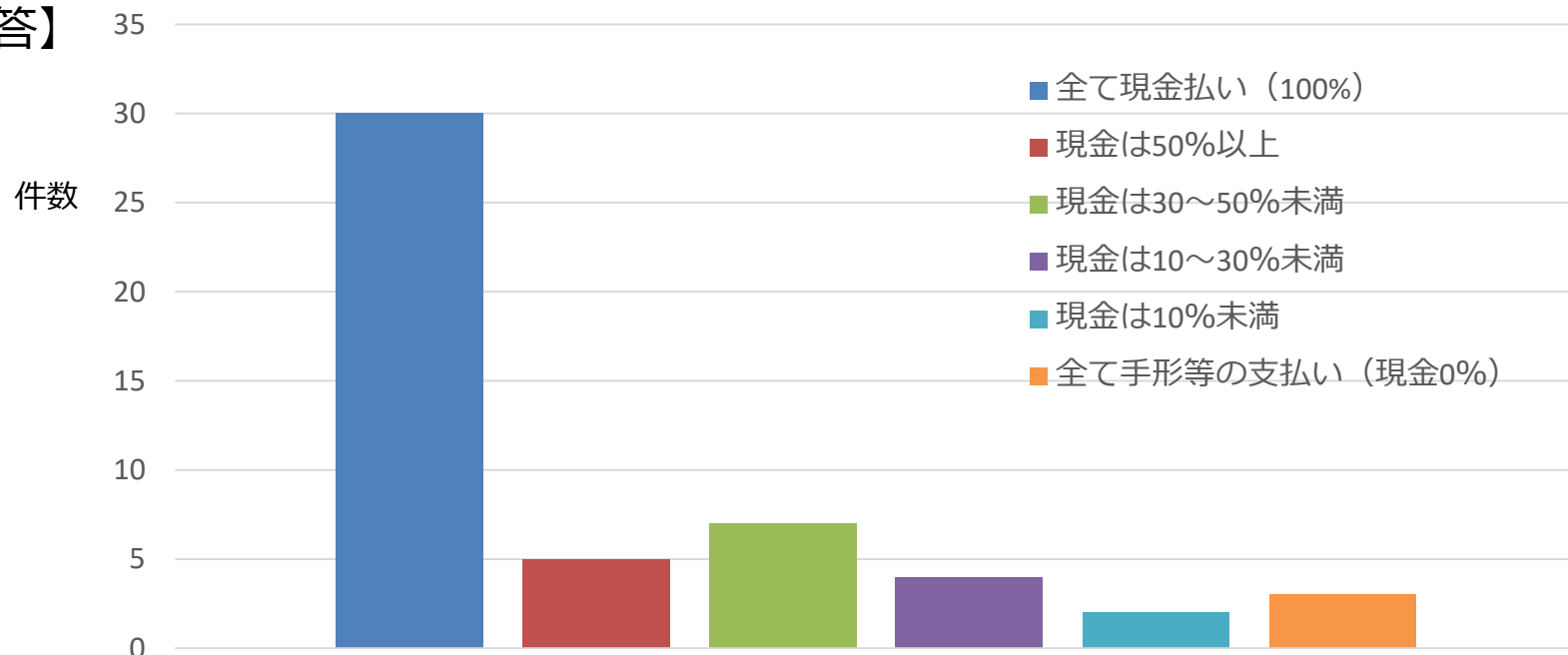
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ② 支払条件

【分析結果・今後の課題／アクション】

- ・ 現金での支払いを行っている企業の比率は昨年の50%から58%に改善している。また、手形等の支払の比率は昨年の8.3%から5.3%に改善している。
- ・ 2026年1月1日以降に発注する取引について、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内において定める支払期日までに代金を支払うことを徹底させるため、約束手形の利用廃止に向けて周知活動を継続する。

【設問と回答】



直近1年間で、現金払い（製品等の受領日から60日以内の現金払）の割合はどれくらいですか。

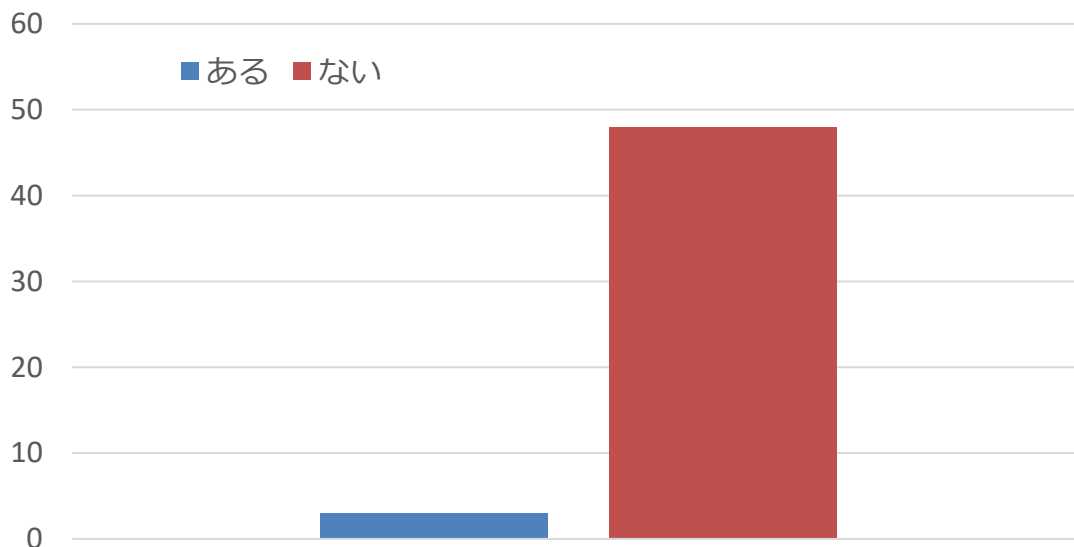
2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ③減額要請

【分析結果・今後の課題／アクション】

- ・減額要請についてはほぼ行われていないと言える。行われている場合においても、書面等により合理的な説明を行い、双方十分協議した上で実施している。
- ・今後もさらなる改善のために周知活動等に取り組む。

【設問と回答】 件数



歩引きやリベート等により、発注時に定めた代金から差し引いた若しくは支払代金の割り戻しを要請した（以下、「減額要請した」という）ことはありますか。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ④型取引

【課題を踏まえた今後のアクション】 当協会は該当しないものと判断します。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑤知財取引

【分析結果・今後の課題】

- ・ 知的財産を取扱う割合の高い企業ほど、適正な取引を実現するための取組が行われてる割合が高い傾向にある。
知的財産を取扱う取引が低い企業においても、適切な取り組みを促進する必要がある。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 知的財産権に関する周知活動等を通じてさらなる状況改善に努める。

【設問と回答】

設問	直近1年間で、知的財産等を含む取引において適正な取引を実現するための取組を実施した取引先企業の割合をお答えください。					設問なし
	回答	1: 全ての企業に実施した (100%)	2: 多くの企業に実施した (99~81%)	3: 一部の企業に実施した (80~41%)	4: あまり実施しなかった (40~1%)	
貴社の取引先企業のうち、何割程度の企業と知的財産等を取扱う取引があるかお答えください。	1: 全ての企業と知的財産等を取扱う取引がある (100%)	4				
	2: 多くの企業と知的財産等を取扱う取引がある (99~81%)	1	5	2		
	3: 一部の企業と知的財産等を取扱う取引がある (80~41%)	4	2	2	4	
	4: あまり知的財産等を取扱う取引はない (40~1%)	4	4		10	3
	5: 知的財産等を取扱う取引はない (0%)					9

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑥働き方改革

【分析結果・今後の課題】

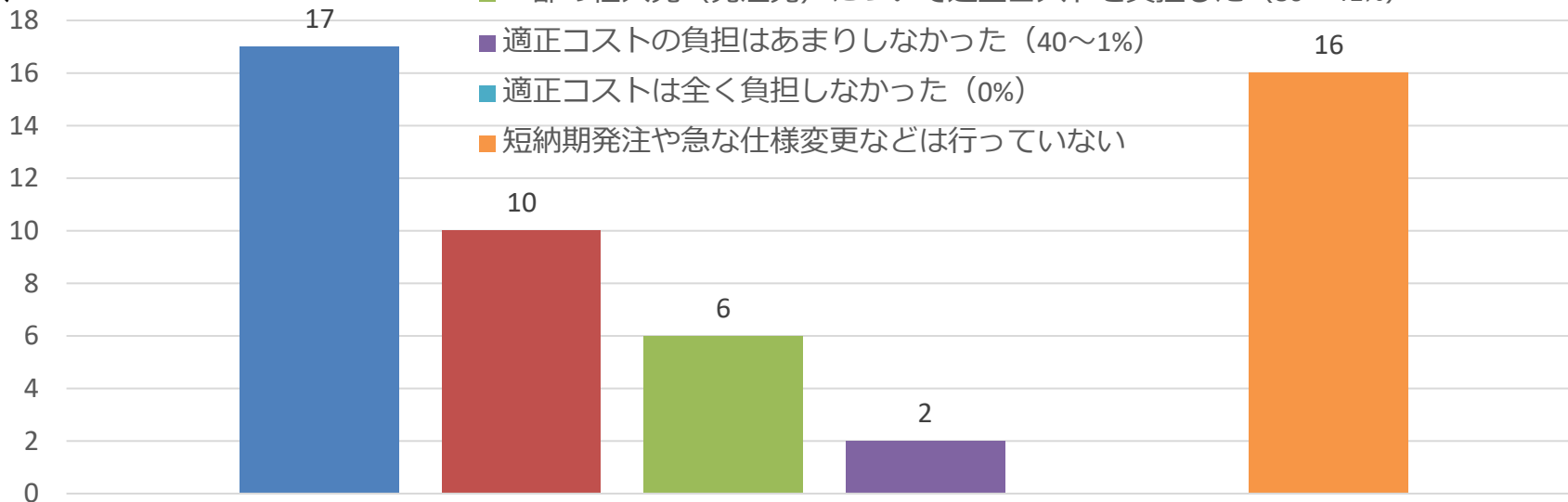
・94%の企業が発注先の働き方に配慮した発注を行っていると回答。短納期発注等の場合に、適正コストを全く負担しなかった企業は無かったものの、あまり負担しなかったとした企業は5%程度存在した。

【課題を踏まえた今後のアクション】

働き方改革については、概ね適切な状況であるといえる。さらなる改善のために周知活動を継続して行う。

【設問と回答】

件数



直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応*により、短納期発注や急な仕様変更などを行った場合に貴社が適正なコストを負担した状況をお答えください。

2. 令和7年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組 ⑦その他

【分析結果・今後の課題】

- ・各社の普及啓発活動については、研修やセミナー等の啓もう活動、経営トップからの指示、ルールやマニュアル整備などを行っている企業が多かった。一方何もしていないとした企業も7社（13%）存在する。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・改訂された自主行動計画を通じて周知活動を継続して行う。

【設問と回答】

設問. 貴社において、社内及びサプライチェーン全体に価格転嫁等の適正取引が浸透するために実施している普及啓発活動等についてあてはまるものを選択してください。（複数回答可）

社数	選択肢
32	社外で開催される下請法等の説明会やセミナー等に社員が参加している。
27	経営トップからの指示で社内で周知している。
20	下請法や振興基準等を踏まえて、自社の取引について自主点検を行い、社内ルールやマニュアルを整備、見直ししている。
18	社内で下請法等に係わる研修、e-learnig等を定期的実施している。
7	何も実施していない。
5	直接の取引関係にある仕入先（発注先）のみならず、さらにその先の仕入先等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組を行っている。
4	仕入先（発注先）が取引に関する相談がしやすいよう、調達部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置している。
4	仕入先（発注先）へ下請法等に係わる説明会やセミナーを実施している。
1	その他（下請法の改正について管理職向けの説明会を実施する）

3. 取引適正化に向けた今後の取組

【今後の取組】

- ・ 会員への普及活動を通じて取引適正化に向けた普及活動を実施する。
- ・ 当工業会は専らプラント設備等を製造する企業により構成される業界である。商品そのものがいわゆるサプライチェーンに組み込まれたものではないケースも多い。改訂された適正取引に関する自主行動計画を活用して業界の取引適正化に向けて取組む。